

科学研究費補助金の在り方について
(中間まとめ)

平成17年6月29日

科学技術・学術審議会

学術分科会研究費部会

目 次

はじめに	1
------	---

I 平成17年における審議事項と審議の経過	3
-----------------------	---

II 審議の状況	4
----------	---

(1) 一定の結論・方向性が得られた事項	4
----------------------	---

- ① 独立した配分機関体制の構築 4
- ② 国際共同研究の支援 6
- ③ 科学研究費補助金による若手研究者育成の充実 9
- ④ 年複数回応募の試行 15
- ⑤ 間接経費の充実 17

(2) 引き続き審議を行う事項	19
-----------------	----

- ① 研究種目の見直し 19
- ② 評価結果を踏まえた支援の在り方 19
- ③ 審査評価の充実 22
- ④ 研究成果発信のための方策 24

<資 料>

第3期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿	25
「科学研究費補助金の在り方について」に係る研究費部会における審議経過	26

科学研究費補助金の在り方について（中間まとめ）

はじめに

今をさかのぼること10年、科学技術基本法が平成7年に制定されて以来、我が国は、科学技術創造立国の実現に向けて種々の取組を着実に進展させてきた。

その中心的な役割を担ってきたのは、同法に基づく科学技術基本計画である。

同基本計画は、平成8年にはじめて策定されたものであるが、特に本年は第2期の最終年に当たっていて、平成18年からは第3期の基本計画に基づく取組が進められることとなっているところであり、その意味で、我が国の科学技術政策は一つの大きな節目を迎えつつあるといえよう。

ここで今一度、現行の第2期基本計画を振り返ってみると、同計画においては、21世紀を展望しつつ、我が国の科学技術政策の基本的な方向として目指すべき国の姿として「知の創造と活用により世界に貢献できる国」、「国際競争力があり持続的発展ができる国」、「安心・安全で質の高い生活のできる国」の三つの理念を示した上で、これらの国を実現するため、科学技術の戦略的重点化、優れた成果の創出・活用のための科学技術システムの改革が重要な柱として掲げられたところである。また、第2期基本計画において打ち出された方針を踏まえ、総合科学技術会議においても様々な提言がなされている。

とりわけ、我が国の科学技術の発展を支える重要な制度である競争的研究資金についてみても、第2期基本計画では、期間中の競争的研究資金の倍増を目指す旨がうたわれ、総合科学技術会議からは「競争的研究資金制度改革について（意見）」（平成15年4月21日）、「競争的研究資金制度の評価」（平成15年7月23日）といった提言の中で、若手研究者の活性化に向けた制度整備やプログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）による一元的管理・評価体制の整備、競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備の必要性等が指摘されている。

しかし、科学技術や学術を取り巻く環境の変化は、上記のようなことにとどまるものではない。

近年の関連動向を見てみると、例えば、国立大学や公的研究機関の法人化が挙げられる。

この法人化は、国立大学等の研究環境にも大きな変化を招来したものであり、結果として、競争的環境の醸成が進み、大学等の活性化をもたらしたことは確かである。しかし他面、長期的観点に立った研究環境の維持・向上にとって、様々な課題が生じており、科学研究費補助金の在り方をめぐっても大きな影響をもたらしている。本部会としてはこのような問題意識に立って科学研究費補助金に係る諸問題について検討を重ね、意見のとりまとめ・公表を行ってきたところである。

このような中、昨年6月の中間まとめにおいては、科学研究費補助金が学術研究を対象としていることを踏まえ、応募資格の見直し、独立した配分機関体制の構築、研究種目の構成の見直し（重複応募制限の見直し）、不正な行為の防止について一定の結論・方向性が得られ、これに基づき所要の制度改正が行われたところである。

以上のことを踏まえた上で、今回は、科学研究費補助金をめぐる喫緊の課題について審議を行ったところであり、いくつかの事項については後に述べるように一定の結論を得るに至ったところであるが、本部会としては今後とも科学研究費補助金に関する不断の見直し・改善を進めていくこととしているところである。

I 平成17年における審議事項と審議の経過

第3期科学技術・学術審議会の発足により学術分科会の下に設置された本部会は、平成17年3月に審議を開始し、次の8事項を当面審議すべき事項として定めた。

- ・独立した配分機関体制の構築
- ・研究種目の見直し
- ・科学研究費補助金による若手研究者育成の充実
- ・評価結果を踏まえた支援の在り方
- ・年複数回応募の試行
- ・審査評価の充実
- ・間接経費の充実
- ・研究成果発信のための方策

これらの審議事項のうち、平成18年度概算要求（平成17年8月）及び平成18年度科学研究費補助金の公募（平成17年9月）に審議結果を反映させるべきものについては、他の事項に先行して審議・検討を行い、独立した配分機関体制の構築、国際共同研究の支援、科学研究費補助金による若手研究者育成の充実、年複数回応募の試行、間接経費の充実について、一定の結論・方向性を得た。

また、その他の、研究種目の見直し、評価結果を踏まえた支援の在り方、審査評価の充実、研究成果発信のための方策については、一部について議論を開始したが、引き続き審議・検討を行うこととした。

この「中間まとめ」は、前記の「一定の結論・方向性が得られた事項」及び「引き続き審議・検討を行う事項」の両者について、これまでの審議状況を取りまとめたものである。

Ⅱ 審議の状況

(1) 一定の結論・方向性が得られた事項

① 独立した配分機関体制の構築

(「系・分野・分科・細目表」の見直しに係る業務の独立行政法人日本学術振興会への移管について)

(問題の背景)

独立した配分機関体制の構築については、前期(第2期)の本部会において、文部科学省において交付を行う9つの研究種目の独立行政法人日本学術振興会(以下、「日本学術振興会」という。)への移管について審議した。その結果、萌芽研究、若手研究、特別研究員奨励費、学術創成研究費については、前期計画として、平成17年度から概ね4年間で、順次日本学術振興会への移管を進めていくことが望ましいこと、また、特別推進研究、特定領域研究、研究成果公開促進費、特定奨励費、特別研究促進費については前期計画の終了までに必要な体制整備を検討しつつ、日本学術振興会に移管することが望ましいこと、を報告した。

このことに関連して、日本学術振興会が審査を行う基盤研究等(基盤研究、萌芽研究、若手研究)の二段審査の実施に不可欠な「系・分野・分科・細目表」について、その見直しに係る業務を、今後とも引き続き文部科学省(科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)において行うこととすべきか、それとも、独立した配分機関体制構築の観点から、今後は見直しに係る業務を日本学術振興会に移管すべきか、について対応を決めておく必要が生じている。

「系・分野・分科・細目表」の見直しは、これまで5年に一度改正を行い、10年に一度は大幅な改正を行ってきている。前回の改正は、平成15年度の公募要領(平成14年9月)から適用するため、平成12年から作業を開始し、大幅な改正を行った経緯がある。平成20年度の公募要領から適用を予定する次回の改正に向けては、遅くとも平成17年度中に作業を開始し、平成19年8月までに作業を終了しておく必要がある。

この課題は、独立した配分機関体制を構築していく上で初めて生じてくるものであり、前例がないことから、本部会は、「系・分野・分科・細目表」の見直しに係る業務の日本学術振興会への移管について、本審議会の科学研究費補助金審査部会及び日本学術振興会の意見を聴いた上で、今後、

どのようなやり方で見直しに係る業務を行うことが適当であるかという観点から、審議を行った。

(検討に当たっての留意点)

この問題について考える場合には、次の点に留意することが必要である。

- ・ 独立した配分機関体制の構築の趣旨から考えれば、日本学術振興会で見直しに係る業務を行うのが適当と考えることもできるが、科学研究費補助金全体の整合性という観点から考えれば、従来どおり文部科学省（科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）において見直しに係る業務を行うことが適当と考えることもできる。したがって、業務の遂行が円滑に行えるよう、現状に即して現実的な方法を考える必要がある。
- ・ 「系・分野・分科・細目表」は科学研究費補助金の審査に用いられるものではあるが、日本の学術研究組織に大きな影響があり、これらの組織からの関心も高いことから、改正作業を進める上では日本学術会議、学会等の意見も十分聴いて、これらの意見ができる限り反映されるよう調整する努力が求められる。したがって、相当の時間と労力を伴う作業となる。
- ・ 実際に基盤研究等の審査を行う日本学術振興会の意向が十分に反映され、審査の現場において生じる問題に迅速に対応できるようにする必要がある。他方、日本学術振興会においては学術システム研究センターが設置され、体制の構築を進めている段階にあり、現段階では、現在の公募、審査、評価などの業務に加え、さらに「系・分野・分科・細目表」の見直しに係る業務を行えるだけの十分な体制が整っていない。

(具体的対応)

以上のような観点から、様々な意見が出されたが、審議の結果、見直しに係る業務を全面的に日本学術振興会に移管することについては、日本学術振興会の状況を見極めつつ、将来的に検討していくこととし、当面は、文部科学省と日本学術振興会が協力して業務を行うこととすることが適当であるとの結論で一致した。

具体的には、日本学術振興会が改正案を作成し、その案を基に、文部科学省（科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）が国全体の立場から必要な調整を行い決定することが適当である。

② 国際共同研究の支援

前期（第2期）の本部会において、研究種目構成の見直しの観点から、研究種目そのものの見直し及び重複応募制限の見直しについて審議した。その中で、国際共同研究のための新たな研究種目の設置に関して、「国際共同研究支援については、その特性に応じた新たな研究種目を設定することについて、今後更に検討を行う必要がある。」とされた。

このため、本部会では、国際共同研究のための新たな研究種目の設置を含め、国際共同研究の支援について前期に引き続き審議を行った。

（背景事情）

国際共同研究は政府間、大学間又は研究機関間で協定を結んで進めることが多く、当事者間での信頼関係が必要であり、研究の継続性が非常に重要である。したがって、国際共同研究にかかる計画が、特別推進研究、特定領域研究の中で他の研究と同時に審査に付された場合、他の研究との比較が困難で採択研究課題の選定に支障が生じる場合があり、国際共同研究にかかる計画については、別途審査を行うことが適切ではないかとの問題提起がなされている。

また、日本学術振興会においては、協定・覚書に基づく二国間交流事業や研究拠点の形成を目的とした先端研究拠点事業等の相手国との経費負担を前提とした交流事業を実施しているが、日本学術振興会における支援は、旅費の支援が主体であり、研究費の負担は行っていない実情にある。各大学又は研究機関間の国際交流事業を支援するためには、こうした大学間、研究機関間協定などに基づき実施される国際交流事業と連動する研究活動についても、科学研究費補助金で研究費を措置できる仕組みを設けるべきとの要望もある。

このため、本部会では、従来の研究種目とは別に新たに国際共同研究のための研究種目を設置する必要性について、検討を行った。

（新たに独立した研究種目を設置することについて）

新たに独立した研究種目を設置して、国際共同研究に係る研究計画をそれ以外の研究計画と区別して審査を行うようにした場合、当座の問題の解決にはなると考えられるが、中長期的に見れば、新たな研究種目の中において、先行する国際共同研究の研究計画が優遇されるという、いわゆる「指定席化（採択課題の固定化）」を招くおそれがある。

また、我が国の学術研究は、既に「国際共同研究」であることを特別扱いする状況ではなく、むしろ国際共同研究が日常的に行われる状況にある。

このようなことから、国際共同研究に関して新たな研究種目を設けることについては、必ずしも適切ではなく、現在の研究種目構成を維持し、通常の研究と同じところで、国際共同研究であるか否かに関わらず、学術研究としての質の優劣によって採否を決める現在の方法を維持することの方が適当であると考える。

(継続を必要とする研究課題についての対応)

なお、この問題は、国際共同研究に限らず、中長期的な研究期間を必要とし継続性が強く求められる研究に共通に見られる問題であると捉えることができる。

こうした継続性が強く求められる研究には、

- ① 研究の意義は高いと認められるが、5～6年の研究期間で成果を期待することが難しく短期間では評価しにくい
- ② 5～6年の研究期間で計画される他の通常の応募研究計画との比較が困難
- ③ 研究の継続を求める応募がなされた場合、それまでの投資が無駄になる、国際的信用を失う、などの理由により中断させることが難しい
- ④ その結果、多くの場合、継続して採択されることになることから、他の新規の通常の研究計画の採択を圧迫しているように見える

という傾向がある。

このような傾向を持つ継続性が強く求められる研究に関しては、結局のところ、特別推進研究及び特定領域研究の予算の増額、又は、これらへの配分枠の増額あるいは審査方法の工夫以外に解決を図る方法がないと考える。

このため、今後とも予算の増額に努めるとともに、継続が必要な研究課題のための採択枠を現在の分野別の採択枠とは別に設けるなど、他の新規の通常の研究計画の採択を圧迫しないような審査方法を工夫する必要がある。

(今後の国際交流事業に連動する研究活動に対する支援)

科学研究費補助金制度においては、学術創成研究費において、選定に際し着目する研究分野の一つとして、国際的に対応を強く要請される研究が掲げられているが、今後、科学技術・学術分野における国際活動を戦略的

に推進することが求められている。先進国との共同のみならず、政府全体としては途上国などへの協力の一環としてODAとの関連にも留意しながら、トップダウン方式とボトムアップ方式を組み合わせつつ、科学技術分野における国際活動（国際共同研究等）を支援するためのファンディングの仕組みを充実・強化していくことが重要となっていると考える。

そのようなことから、学術の国際交流の支援については、現在の研究種目の審査の仕組みの中で、優れた学術研究であるということを当然の前提としつつ、国際交流事業や国際活動の重要性にも十分留意した形で国際的な共同研究を積極的に採択し支援していくようにすることが望まれると考える。

また、必ずしも本部会の所掌の範囲内ではないが、国際交流事業ないし国際活動の展開の意義を重視して政策的にこれらの事業等を支援することも重要であり、政府としては国際交流事業ないし国際活動のための研究費を別途、新規に措置していくことが望まれる。

③ 科学研究費補助金による若手研究者育成の充実

i) これまでの取組

優れた若手研究者を育成することは我が国の発展に不可欠であり、多くの可能性を秘めた若手研究者に幅広く研究費を配分できるようにする必要がある。

このため、科学研究費補助金においては、従来、若手研究者を対象とした研究種目を設け、その充実に努めてきている。

5年前の平成12年度について見てみると、予算額は、奨励研究（A）（現在の若手研究（A）及び若手研究（B）の前身）が89億5千万円、特別研究員奨励費が52億8千万円であり、合計で142億3千万円となっており、当時の科学研究費補助金の予算総額1,419億円に占める割合は10.0%となっている。

これを現在の平成17年度について見てみると、若手研究者の育成のために設けられている研究種目としては、若手研究A、若手研究B、特別研究員奨励費がある。平成17年度における予算額は、若手研究（A）が59億円、若手研究（B）が146億円、特別研究員奨励費が61億7千万円であり、合計で266億7千万円となっており、科学研究費補助金の予算総額1,880億円に占める割合は14.2%となっており、若手研究者に対する支援の充実が図られてきていることがわかる。

ii) 政府における検討の経緯

若手研究者の育成に関しては、第2期科学技術基本計画において、若手研究者の自立性の向上を図る観点から、若手研究者を対象とした研究費を重点的に拡充することとされていた。また、総合科学技術会議が平成15年4月に示した「競争的研究資金制度改革について（意見）」においても、「研究者を育てる制度への転換」という観点から「若手研究者の独立性を確立し、より流動的な環境の中で研究を進められるようにするため、若手研究者向けの競争的研究資金の拡充を図る」ことが述べられている。

前期（第2期）の本部会も、平成15年5月の報告「科学研究費補助金制度の評価について」において、「科学研究費補助金制度には、その発足当初から、本来的に「研究者」を育てる制度としての仕組みが組み込まれているので、若手研究者向けの研究資金については、今後も引き続き予算

の拡充に配慮する必要がある」とした。さらに平成16年12月の「科学研究費補助金の在り方について（報告）」においても、「若手研究者の支援については、近年予算の大幅な増額が行われてきているところであるが、今後とも予算の拡充によってその充実を図るべきである」としている。

第3期科学技術基本計画の策定に向けて、本審議会の基本計画特別委員会が平成17年4月に「第3期科学技術基本計画の重要政策（中間とりまとめ）」をとりまとめているが、科学技術関係人材の養成・確保に関し、若手に自立した活躍の機会が与えられる仕組みの整備という観点から、テニユア・トラック制の導入の促進を掲げ、「テニユア・トラックにある若手研究者の活躍を確保しスタートアップも含めた環境整備（研究費、設備の確保等）を行うための所要の支援を行う」旨を提言している。同様に、知の時代を先導するイノベーションの創出に関し、競争的研究資金の拡充と制度改革の推進の観点から若手研究者等の活性化を掲げ、「テニユア・トラックにある若手研究者を対象とした競争的資金を重点的に拡充し、若手研究者の自立性や流動性を高める」旨を提言している。

iii) 若手研究者支援の基本的方向

(若手研究者支援に関する議論)

若手研究者への支援を拡大していくことに関連して、様々な意見がある。

一方においては、若手研究者重視政策のあおりを受けて、40歳代の、教授になるかならないか位の年代の研究者達が一番苦勞している状況があるとの指摘があり、若手研究者の育成を考える上では、将来が期待できる最も頑張っている40歳代の研究者のことを含めて考えるべきとの意見がある。また、若手研究者をさらに優秀な研究者に育てていく観点から、次の段階で応募することになる基盤研究（C）、基盤研究（B）の充実が重要であるとの意見もある。さらに、中堅を大事にするということが、ボトムアップにより学術研究の振興を図る科学研究費補助金制度の基本であるとの意見もある。

しかし、これからの我が国の創造的人材の育成を強化していく上で、若手研究者に対する支援の充実が特に必要であり、優れた人材の意欲と創造力を最大限に発揮できるよう、若手研究者が早期に独立して自分の研究に専念できるよう、自立性と流動性を考慮した環境の整備が必要であると考える。

その場合、若手研究者としてテニユア・トラックの研究職に就いたばかりの者に対して、研究開始時の環境整備など、スタートアップにかかる研究の支援が必要であるという意見もある。

この「スタートアップ支援」に関しては、「若手研究者」ばかりではなく、企業の研究所等の研究者など、大学以外の機関から大学等の学術研究機関に移ってきた研究者や、特に30代、40代の研究者で、実績はないが新興の分野を研究対象とする者を考慮すると、ぜひとも必要であるとの意見もある。

このため、本部会では科学研究費補助金による若手研究者のスタートアップ支援に関し検討を行った。

本部会としては、基本的にはこうした支援は研究機関において責任を持って行うべきものであり、各機関においては、新たに研究者を採用した際に適切な措置を取ることを期待するものである。しかし、特に優れた研究者に関しては、研究活動の当初から十分な研究が行われるようにすることは、若手研究者支援の面からも適切であり、科学研究費補助金によりその支援を行うことが適切ではないかと考える。

(スタートアップ支援の検討に際しての配慮事項)

なお、若手研究者育成支援に関しては、現在の制度のもとで具体的に解決が求められる課題として、次の3点が指摘されている。

- ① 若手研究者の範囲が研究経歴を考慮せず、37歳以下という年齢のみによって定められている点

このことについては、「特に、若手向けの競争的研究資金制度については、若手研究者育成の観点から、単純な年齢による判別だけではなく、研究経歴による応募資格（例えば常勤職（特に任期付）について5年以内）、他分野から移って来た多様な人材を排除しないこと等を含め、制度の見直し、充実を図る」との意見がある（総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について（意見）」平成15年4月21日）。

これに対して、第2期の本部会においては、平成15年5月27日に行った報告「科学研究費補助金制度の評価について」において、「いわゆる若手研究者に限らず、他分野から移ってくる多様な人材に対する支援については、これらの人材が新たな分野での経験が長いとは限

らないが、若手研究者支援とは同列に扱うことは必ずしも適当でないと考えられることから、研究者全体の人材の流動化の状況を見ながら、若手研究者支援とは別に支援の在り方を検討する必要がある」としている。

- ② 現在の制度では、特別研究員奨励費の交付を受けている特別研究員が大学等の研究機関の常勤の研究者の職に就くと、特別研究員の身分を失うことから、その時点で、その後も交付することが予定されていた特別研究員奨励費について、これを受けることができなくなる点

特別研究員は最長3年間その身分を有しその間科学研究費補助金の一研究種目である特別研究員奨励費を受領することができるが、いったん常勤の職については特別研究員としての身分を失い同時に特別研究員奨励費の支給も停止される。

このような研究者が大学等の研究者として改めて科学研究費補助金の交付を受けるためには、例年11月に締め切られる公募の時期まで待ち、これに応募し、審査において採択され、翌年4月の交付の内定を受けなければならない。したがって、それまでの間は、科学研究費補助金による研究費の支援を受けることができない。すなわち、特別研究員のみであれば研究費の支援を受けられるはずであった者について、能力を認められて研究者の職を得た場合には、最も研究に専念すべき重要な時期であるにもかかわらず、研究費の支援を受けることができない期間を生じさせてしまうのである。

- ③ 民間企業に所属している者又は外国の研究機関に所属している者などは、我が国の大学等の研究機関に所属していないことから、我が国の研究機関において研究者として採用されることが予定されていても、その時点では採用を予定している研究機関の研究者として科学研究費補助金に応募することはできない点

この場合、当該研究機関に採用されてから応募することになるが、公募の締め切りが例年11月末であり、審査で採択されたとしても、翌年4月の交付の内定を受けなければ研究費の使用ができないことから、結局採用されてから1年程度は科学研究費補助金による研究費の支援が受けられないことになっている。

iv) スタートアップ支援の方策の在り方

以上を念頭に、本部会では、若手研究者育成の充実の観点から、研究者の職についたばかりの研究者のスタートアップを支援する具体的方策について検討を行った。

(特に優れた研究者への支援)

我が国では競争的研究資金と基盤的経費によるデュアルサポートシステムを採っていることから、研究機関に所属する研究者の基盤的経費は研究機関において措置される。このことは、採用されたばかりの研究者においても同様であり、本来、スタートアップに係る研究費は、当該若手研究者を採用した研究機関がきちんと措置すべきものである。

これに対し科学研究費補助金による支援は、採用されたばかりの研究者が計画する研究計画のうち、特に優れたものを取り上げて支援するものとするべきである。

また、将来有望と思われる研究者を競争的に選抜して、自立した研究者として育てて行くことを支援するために、スタートアップを助ける形で研究者としての活動を奨励する、という意味合いが強いことから、特別研究員に採用された者のために設けられている特別研究員奨励費と連携を図ることができるものとして考えることが適当である。

(公募時期等)

以上の実施に当たっては、現在、若手研究者の支援制度として既に設置されている研究種目である、若手研究（A）、若手研究（B）及び特別研究員奨励費との整合性を保つとともに、現在の応募・審査体制において無理を生じさせないような工夫が必要である。

このようなことから、今後においては、若手研究（A）、若手研究（B）、に加えて、年齢による判別ではなく、研究経歴による応募資格（例えば、大学等の研究者以外から初めて研究者として大学等の研究機関に採用されてから2年を経過しない者とする）が考えられる。）を設け、例年11月に締め切られる公募とは別に、新規採用者の多い4月頃に公募を行う研究種目（例えば、「若手研究（スタートアップ）」という名称にすることが考えられる。）を新設することが望ましいと考える。

このようにすることにより、能力を認められて研究者の職を得た若手研究者が、最も研究に専念すべき重要な時期に、研究費の支援を受けること

ができない期間を生じさせている現在の制度における問題を解決することができる。また、人材の流動に迅速に対応して、研究者としてのスタートを切ったばかりの若手研究者が速やかに科学研究費補助金への応募ができるようにすることにより、特に優秀な研究者が早い段階から自立して研究に専念できるようになることが期待できる。

④ 年複数回応募の試行

(現状と問題点)

年複数回応募の実施に関しては、前期（第2期）の本部会において審議され、2回にわたって報告を行っている。

平成15年5月に報告した「科学研究費補助金制度の評価について」においては、迅速かつ機動的な研究助成という点では利点もあるが、一方で、同じ応募を何度も繰り返すなど応募件数の増加も予想され、その実現には審査・事務体制の充実をはじめ、解決すべき課題も多く、引き続き十分な検討が必要であるとした。

平成16年12月に報告した「科学研究費補助金の在り方について（報告）」においては、「仮に、全員に対して複数回の公募を行うこととなれば、例えば、1回目の公募において採択されなかった研究者が2回目の公募においても応募できることとなり、配分機関の作業量が2倍になるばかりでメリットが少ない。」「また、試算型を採る基盤研究の審査においては、初回の応募分と公平感を持たせて審査するための方法が問題となる。」「さらに、現状の審査評価体制を前提とした場合、予算単年度主義の原則の適用除外や複数回の公募のための予算額の倍増、審査評価体制の抜本的な拡充等がなければ、それに費やす労力に比してメリットが少なく現実的でない」ことから、「審査評価・事務体制の充実など、解決すべき課題も多く、現状においては全ての者に複数回の応募を認めることは適当でない」とした。

ただし、上記の平成16年12月の報告においては、「研究者が科研費を有効に使えるようにするという観点に立てば、複数回の応募ができれば好ましいことであって、その必要に応じ体制を整えるべきとの意見もある」ことから、「年度途中に応募資格を得た研究者や、外国から来た研究者など、限られた人数を対象とするのであれば、柔軟性を持った運用を行うことにより、年複数回応募の導入を検討する余地もある」とし、その実施方策を今後更に検討することとした。

(年複数回応募の実施方法)

このようなことから、本部会において、限られた人数を対象とする年複数回応募の実施方法について審議し、概ね次のような方法で試行することが望ましいとの結論を得た。

- i) 年複数回応募は、当面、研究種目「特別研究促進費」により試行することが望ましい。
- ii) 対象者としては、公募終了後（現状では毎年11月）に応募資格を得た者が想定される場所である。このほか、さきの「(現状と問題点)」で述べたように「研究者が科研費を有効に使えるようにするという観点に立」って「柔軟性を持った運用を行う」上では、育児休業等により研究活動を中断していたが、これを終えて公募終了後に研究現場に復帰する者への対応も必要であり、これらの研究者に限って応募を認めることが適当である。
- iii) 研究内容や研究費の規模は、基盤研究(A)、基盤研究(B)及び基盤研究(C)相当のものについて認めることが望ましい。なお、上記ii)で挙げた「育児休業等により研究活動を中断していたが、これを終えて公募終了後に研究現場に復帰する者」が応募する可能性が高い研究種目としては、「若手研究」が想定される場所であり、37歳以下の者にあつては、若手研究(A)、若手研究(B)相当のものについても認めることが望ましい。
- iv) 研究期間は相当する研究種目と同様に、基盤研究相当のものについては2～4年、若手研究相当のものについては2～3年とすることが望ましい。
- v) 審査は日本学術振興会が行う二段審査制相当の方法で実施することが望ましい。審査に当たっては、審査部会の審査担当委員、学術調査官、事務局が連携を密にして行うことが望ましい。
- vi) 試行により、複数回応募を実施するために必要な問題点等の把握に努めることが適当である。

なお、複数回応募の試行を実施に移すまでには、予算の確保、審査評価体制及び事務体制の構築などについて、様々な課題が生じてくるものと考えられることから、配分機関である文部科学省においても実現に向けて適宜検討して適切に対処することが望まれる。

⑤ 間接経費の充実

間接経費は、競争的研究資金をより効果的・効率的に活用するために、研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当てする必要があることから、競争的研究資金を獲得した研究者の所属する研究機関に対して、研究費に対して一定比率の額を配分するものである。

間接経費の配分は、創造的な研究開発活動を展開できるよう競争的な研究開発環境を整備する観点から、平成13年3月に閣議決定された第2期科学技術基本計画において、競争的研究資金の拡充とともに、システム改革の重要な柱として定められた。

これにより、多くの競争的研究資金に間接経費が導入されるようになったが、科学研究費補助金においては、一部の研究種目については早くから措置されてきているものの、未だに措置されていない研究種目も多く、できるだけ早期に全ての研究種目に措置することが強く望まれる。

科学研究費補助金においては、平成17年度において、特別推進研究、基盤研究（S）、基盤研究（A）、若手研究（A）及び学術創成研究費について、研究者に交付される研究費（直接経費）の30%に相当する額が、間接経費として別途研究者の所属する研究機関に配分されており、そのために措置された予算総額は約143億円となっている。しかし、特定領域研究、基盤研究（B）、基盤研究（C）、萌芽研究、若手研究（B）などの研究種目においては未だに間接経費が措置されていない。

間接経費は、競争的研究資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものとされ、研究機関は研究者が獲得した複数の競争的研究資金に配分される間接経費をまとめて、効率的かつ柔軟に使用することとされている。研究機関がこうした間接経費の運用を行うことで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めるものとされている。このように、競争的研究資金をより効果的・効率的に活用するために、研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当てするという趣旨で政策的に措置することとなったことを考えれば、同じような研究費について、研究種目の違いによって、配分されるものとされないものとの差が設けられていることについて、合理的な理由があるとはいえない。

現在のままでは、研究費の規模が小さい研究種目の研究費を獲得している多くの研究機関に間接経費が措置されない状況が続き、科学研究費補助金を獲得できる研究者の価値を高め、研究者及び研究者の所属する研究機関の競争促進を図るための前提条件が整備されないままとなる。また、科

学研究費補助金の管理や諸手続きを研究機関に義務付けている現在において、研究機関が管理等に費やすコストという観点から見れば、研究費の規模が小さい研究種目であっても、その件数が多ければ研究費の規模が大きい研究種目とそれほど変わらないことから公平でないという意見も強い。このようなことから、いずれの研究機関も等しく競争に参加できるようにすることが肝要であり、全ての研究種目への間接経費の措置を急ぐ必要がある。

なお、科学研究費補助金の拡充を図っていく中で、第2期科学技術基本計画で掲げられた30%の間接経費の措置を実現するに際しては、直接経費への影響がないようにすることが重要である。

(2) 引き続き審議を行う事項

① 研究種目の見直し

研究種目の見直しに関しては、国際共同研究の支援や若手研究者育成の充実の観点から審議を行ったが、これ以外の事項についても、研究種目の見直しに関連して様々な意見がある。

現時点において、例えば、科学研究費補助金全体の予算額を増やす戦略、シームレスなファンディング体制の構築、特定領域研究の在り方の見直し

(①伸び盛りの若手研究者による新しい分野の研究計画支援のための別枠の設定、②特定領域研究の審査方法の見直し、③我が国の学術の振興上重要な研究分野・研究領域等の支援の在り方)、萌芽研究の見直し、女性研究者の支援、新興・融合領域への対応、基礎研究の成果を実用化まで繋ぐ仕組み、「大学改革」や「教育問題」など政策関連の研究課題へのトップダウン的・政策的手法の導入、純粋なボトムアップ型では必ずしも対応できず、かつ応用開発研究などの他の競争的研究資金とは目的を異にした「明日の応用研究開発のシーズを生み出す」ような重要な研究分野・研究内容の政策的支援などがある。

本部会は、今後これらの提案の問題点の所在を吟味し、審議すべき事項を整理した上で、更に検討を進めることとしている。

② 評価結果を踏まえた支援の在り方

(評価結果を踏まえた支援の必要性)

近年、評価制度が充実されつつあり、評価結果を研究の支援にどのように反映していくかが新たな課題として生じてきている。

つまり、中間・事後評価は、当初は研究費が有効に活用されているかという観点からのチェック機能に力点が置かれて実施されてきたが、今日では、更に、こうした評価で優れた成果を挙げていることが認められる場合に、中間評価の場合にあっては残りの研究期間における研究費の増額、事後評価の場合にあっては研究支援の継続といった、研究者にインセンティブを与えるべきではないかとの議論がなされているのである。

また、政府全体の競争的研究資金の制度は年々増加し、平成17年度には政府全体で37制度、文部科学省所管のものだけでも13制度と、その数が増大している。

このような状況にあつて、近年、限られた研究費を有効に活用できるようにするため、文部科学省内ばかりでなく、府省を越えて政府全体で、各研究費制度に共通した統一ルールを定め過度の集中や不合理な重複を避けようとするほか、制度間の調整の一方策として、ある研究費の支援を受けた後、その評価結果に応じ、他の研究費を受けるようにしていくことが求められるようになってきている。

因みに、こうした異なる制度による支援の継続の必要性は、基礎研究の中から応用の可能性を有する成果が生じた場合にも見られるものである。すなわち評価結果を踏まえて、基礎研究から応用を目的とする他の制度の支援に繋ぐことが求められるようになってきている。

他方、評価を受けた研究者の側には、中間・事後評価に多くの労力と資源を投入しているにもかかわらず、良い評価を得てもその後の研究費の配分に必ずしも反映されていないことから、こうした状況の改善を求める意見がある。

このようなことから、本部会では、評価結果を踏まえた支援の在り方について検討を開始し、以下の結論を得た。

(「評価結果を踏まえた支援」のメリット)

現在科学研究費補助金における中間評価においては、最もよい評価を得たとしても「このまま研究を続ければよい」だけである。仮に中間評価で特に優れていると認められた研究や格段の成果が上がっている研究については、研究費の増額を認め、あるいは次回の新規の応募における審査の際に特典を与えるなど、研究者に対してインセンティブを与える様々なオプションを用意できれば、研究者も意欲的に研究に取り組むことになると考えられる。良い事後評価を得た場合にも、それがその後の研究費の審査に有利に働くとすれば同様である。

また、審査の場において他の適切な制度に連絡をとり、割り振ることができれば、貴重な研究資金を一体的に有効に活用するという観点から非常に有益であると考えられる。さらに、基礎研究の成果を実用化まで繋ぐ仕組みができるのであれば、研究開発の効率化の観点から好ましい。

(今後の検討の方向)

科学研究費補助金制度において、中間・事後評価の結果が良いものについて、研究費の増額や、次の支援に繋げることについては、以下のように考える。

まず、中間評価の結果の反映については、特別推進研究や特定領域研究といった長期にわたる大型の研究種目については、執行面の工夫によりできるだけ配慮すべきであると考え。また、事後評価の結果の反映については、少なくとも新たな応募の審査に参照できるようにすべきであり、応募書類には、これまで受給した科学研究費補助金やそれ以外の資金にかかる事後評価内容を記載させることとすべきである。

しかし、例えば、科学研究費補助金の審査を行う側の判断で、特定の応募について、異なる制度に割り振るような制度をとることについては、実施に当たり解決すべき課題が多々あるものと考え。

例えば、競争的研究資金の各制度はそれぞれ募集の趣旨・条件や研究分野などの対象範囲において重点の置き方が異なっており、応募した本人の意思や他の制度の審査会の意向と合致できる場合は非常に限定的なものと思われる。

また、各制度とも採択率は必ずしも高いわけではなく、応募のあった特定の研究課題を他の制度に回付することを助長することも考えられ、それを受け入れるべきとした場合には、受け入れる制度において審査の公平性が問題とされることが想定される。さらに、審査の時期や日程の違いから、審査業務の円滑な運営に支障を生じさせることも考えられる。

このようにいわゆる「制度間のつなぎ」に関しては様々な課題がある。しかし、実現した場合の様々なメリットを考慮し、今後は、具体的事例を十分検証しながら、検討を継続すべきであると考え。

③ 審査評価の充実

前期（第2期）の本部会においては、募集・審査の在り方の見直しについて審議し、昨年12月の報告において、次の点を指摘した。

- i) 科学研究費補助金における審査体制については、とりわけ透明かつ公正に行われているとの声が強いが、採択率が低く審査で採択されない研究課題が全体の約75%を占めることもあり、応募審査の在り方に関し、改善を求める声も少なくない。
- ii) 例えば米国の場合には、研究費には研究者本人及びスタッフの person 費、研究実施に伴う施設設備費及びその維持管理費が含まれ、助成される研究費の規模が大きいことから、それに見合った恒常的に大規模な審査評価の仕組みとなっている。これに対し、我が国の場合には、研究者は研究機関に雇用され、研究者本人及び主要スタッフの person 費、研究実施に必要な施設費及び維持管理費は、その研究者が所属する研究機関において措置されることを予定していることから、助成される研究費の規模が小さく、それに見合った支援の仕組みとなっている。このため、募集・審査の問題については、我が国と欧米諸国との研究費制度の違いを考慮に入れる必要がある。
- iii) とりわけ科学研究費補助金にあつては、person 費、施設費等の必要性を説明する部分がほとんどない。また、優れた研究者の多様なニーズに応じて、できるだけ多くの能力ある研究者への支援ができるよう、審査に当たる研究者及び応募する研究者の双方の負担を軽減する観点などから、審査に必要かつ十分な内容を盛り込んだ応募書類に基づく審査の仕組みがとられてきた。このような点を勘案すれば、今後、審査評価を改善していく上で、我が国で最も急ぐべきことは、審査員の増員等、現行審査体制の充実と審査評価結果の開示にある。
- iv) 不採択になった研究者の不満の多くは、評価意見や不採択理由の開示が十分になされていないことから生じているものと考えられる。我が国の場合、恒常的に大規模な審査評価の仕組みが整備されているという状況には至っておらず、プログラムディレクター（PD）、

プログラムオフィサー（PO）、などの整備が開始されたばかりであることから、審査はもちろんのこと、評価意見や不採択理由の作成及び開示に必要な体制が十分とは言い難い状況にある。このため、問題解決のためには、審査評価が円滑にできるよう審査評価体制の整備充実を目指すべきである。

このため、今期（第3期）の本部会では、今後審査評価を充実していくためには、現状の何をどのように変えて体制整備を進めるべきかについて検討する必要があり、審議事項として、i) 審査評価結果の開示の在り方、ii) 評価体制の望ましい規模、iii) 若手研究者の審査員への登用の方策、iv) 審査員の育成、v) 審査への貢献に対する評価の在り方の5つを掲げた。

本部会では、個人情報保護法との関係における情報開示の在り方について審議を開始したところであり、今後も引き続き審議を行っていくこととしている。

④ 研究成果発信のための方策

審議事項のうち、これまで審議を行っていない、「研究成果発信のための方策」については、今後審議を開始することとした。

第3期科学技術・学術審議会学術分科会

研究費部会委員名簿

◎	飯 吉 厚 夫	中部大学総長
	池 上 徹 彦	会津大学長
◎	池 端 雪 浦	東京外国語大学長
	井 上 孝 美	放送大学学園理事長
	岩 崎 洋 一	筑波大学長
	郷 通 子	お茶の水女子大学長
	中 西 友 子	東京大学教授（大学院農学生命科学研究科）
	深 見 希代子	東京薬科大学教授（生命科学部）
	三 宅 なほみ	中京大学教授（情報科学部）
○	家 泰 弘	東京大学教授（物性研究所）
	伊 賀 健 一	独立行政法人日本学術振興会理事
	甲 斐 知恵子	東京大学教授（医科学研究所）
	小 平 桂 一	総合研究大学院大学長
	谷 口 維 紹	東京大学教授（大学院医学系研究科）
	鳥 井 弘 之	東京工業大学教授（原子炉工学研究所）
	垣 生 園 子	東海大学教授（医学部）
	鈴 木 厚 人	東北大学教授（大学院理学研究科）

◎：部会長 ○：部会長代理

「科学研究費補助金の在り方について」に係る

研究費部会における審議経過

平成17年

3月18日 (第1回) ・科学研究費補助金制度の改正に向けた第3期研究費部会における審議事項及び審議スケジュール
・独立した配分機関体制の構築（「系・分野・分科・細目表」の見直しに係る業務の日本学術振興会への移管）
について自由討議

4月15日 (第2回) ・第3期研究費部会における審議事項
・研究種目の見直し（国際共同研究のための研究種目の設置）
・科学研究費補助金による若手研究者育成の充実
・評価結果を踏まえた支援の在り方
・審査評価の充実
について審議

5月20日 (第3回) ・独立した配分機関体制の構築（「系・分野・分科・細目表」の見直しに係る業務の日本学術振興会への移管）
・研究種目の見直し
・年複数回応募の試行
・若手研究者育成の充実
・審査評価の充実
・間接経費の充実
について審議

6月10日 (第4回) ・中間まとめ（骨子案）
について審議

6月29日 (第5回) ・中間まとめ（案）
について審議